

★第23回★

「贈与を用いた相続税対策」

相続税対策を考えるうえで、最も手軽で効果のある方法が「生前贈与」です。今回は、将来の相続時の相続財産を少なくするために生前贈与を行なう場合、どんな点に留意すればよいのかを解説していきます。



税理士 八木正宣

まずは、贈与税の仕組みについて確認しておきたいと思えます(図表1)。

贈与税は、受贈者に対して課せられる税金で、毎年1月1日から12月31日までに贈与を受けた財産が対象となります。

贈与税の具体的な計算式は次のとおりです。

(その年に贈与を受けた財産の価額の合計額－基礎控除額)×税率
基礎控除額は110万円となっており、最低でも毎年110万円分は、贈与税なしで贈与できることとなります。

また、贈与を受けた人につき、それぞれ基礎控除額110万円が認められていますので、複数人に贈与すれば、110万円×人数分の財産を贈与税なしで移転させることができます。

この贈与税の税率は、相続税の税率よりも高く設定されています(図表2)。

それぞれの税金の計算方法が異なるため単純に比較することはできませんが、贈与税では基礎控除後の課税価額が1000万円を超えるると最高税率50%に到達するの

図表1 贈与税のまとめ

贈与税がかかる贈与の形態	個人間の贈与
贈与税がかかる人	財産の贈与を受けた人
計算対象期間	毎年1月1日から12月31日まで
非課税枠	年間で110万円
贈与税の申告期間	翌年2月1日～3月15日
非課税財産	法人からの贈与 親族間で行なわれる生活費等の贈与 社交上の香典、贈答品 など

に対し、同じ金額であれば相続税の税率区分は15%となっており、相続財産が減少するからといって、一度に多くの財産を贈与すると、かえって多くの税金がかかるということになります。

なお、相続時精算課税制度を利用した贈与もありますが、基本的に相続税対策には不向きであるといわれています。この制度を利用して生前贈与を行なっても、贈与時の価額を相続財産に加算し、贈

図表2 贈与税率と相続税率の比較表

贈与税率			相続税率		
基礎控除後の課税価額	税率	控除額	法定相続分の各相続人の取得価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	1000万円以下	10%	—
200万円を超え300万円以下	15%	10万円	1000万円を超え3000万円以下	15%	50万円
300万円を超え400万円以下	20%	25万円	3000万円を超え5000万円以下	20%	200万円
400万円を超え600万円以下	30%	65万円	5000万円を超え1億円以下	30%	700万円
600万円を超え1000万円以下	40%	125万円	1億円を超え3億円以下	40%	1700万円
1000万円超	50%	225万円	3億円超	50%	4700万円

与税・相続税を通じて精算することになるため、相続税の対象となる財産を減らすことにはならないからです。

相続人への贈与後3年以内に相続が発生してしまうと…

相続税の規定には、3年以内の

生前贈与加算というものがありません。相続人に財産を贈与してから3年以内に相続が発生してしまうと、その贈与財産は、相続財産にプラスして相続税が課せられます。3年以内に相続の発生が予測できる場合の相続人への贈与は、贈与をする意味がないと思われま

図表3 贈与税の配偶者控除の概要

要件	婚姻期間が20年以上にわたる配偶者間の贈与であること
	贈与された財産が居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭であること
	贈与された年の翌年の3月15日までに、贈与された居住用不動産または贈与された金銭で取得した居住用不動産に居住し、かつ、その後も引き続き居住する見込みであること
	同じ配偶者から過去にこの特例の適用を受けていないこと
	一定の書類を添付して贈与税の申告をすること
贈与税の計算式	(贈与を受けた財産の価額の合計額－配偶者控除額－基礎控除額)×税率
計算例	<p>〈前提〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住用不動産2500万円を配偶者に対して贈与 <p>〈通常の場合の贈与税額〉 (2500万円－110万円)×50%－225万円→970万円</p> <p>〈配偶者控除の特例を使った場合の贈与税額〉 (2500万円－2000万円－110万円)×20%－25万円→53万円</p>

す。

ただし、3年以内の生前贈与加算の適用を受けないケースも2つあります。

子の嫁や孫など相続人以外の人に対する贈与と、贈与税の配偶者控除の適用を受ける贈与です。

贈与税の配偶者控除とは、一定

の要件を満たす配偶者間で行なわれた贈与については、2000万円までの控除があるという規定で、一度に多額の財産を移転することができません(図表3)。この規定を活用することにより、被相続人から配偶者へ財産を移転することができ、相続税の節税につな

図表4 贈与として認められるためのポイント

項目	基本的な対応策
贈与者と受贈者の合意があるか	贈与契約書の作成
実質的な所有が受贈者に移っているか	通帳・印鑑の管理移管など
財産の名義変更は行なわれているか	不動産の所有権移転登記など
贈与税の申告を行なっているか	基礎控除額を超える場合に申告が必要

がります。

規則正しい連年贈与は、定期金の贈与とされることも

相続税対策のポイントは、いかに贈与税の負担を抑えて財産を生み出すか、前贈与するかどうかという点ですが、よく使われているのが贈与税の基

礎控除額110万円を利用した生前贈与です。

1年で110万円という金額は少額と思われませんが、複数の相手に贈与をすれば財産の減少効果は高くなります。

例えば、子2人およびその配偶者2人、孫2人の合計6人に対して、それぞれ110万円を贈与すると、年間660万円もの財産を税負担なしで移転させる効果があります。

毎年同様の贈与を行えば、10年間で6600万円の資産移転効果があります。このように毎年贈与を続けていくことを連年贈与といえます。

ただし、節税効果が高い分、連年贈与には注意が必要です。規則正しい贈与を行なっていると、「定期金の贈与」と見なされる可能性があります。

例えば、毎年110万円ずつ10年間贈与し続けた場合、税務当局は「向こう10年間に合計1100万円を贈与するという契約を最初の年に行なった」と見なし、1100万円に対して一括して贈与税を課してくるおそれがあるので

富裕層ビジネス

ウェルス・マネジメントの
戦略展開とビジネスモデル

丹羽哲夫[著] A5判・216頁 定価1,890円(税込)

金融サービスの新領域 「ウェルス・マネジメント」とは何か!?

今、あらゆる金融業態が注目する「ウェルス・マネジメント」の手法を徹底解説。我が国における3つの成功モデルと、金融業態別の導入手法を紹介する。富裕層取引成功のバイブル!

- | | |
|-----------------------------|-------------------------|
| 第1章 相次ぐ富裕層ビジネスの展開 | 第6章 顧客プロファイリングと対応モデル |
| 第2章 スイスとアメリカの富裕層ビジネス | 第7章 成功モデル①—ミドルリターンモデル |
| 第3章 日本において普及しなかった理由と相次ぐ規制緩和 | 第8章 成功モデル②—ソリューションモデル |
| 第4章 日本で唯一成功したシティバンクの強みと弱み | 第9章 成功モデル③—ファミリーオフィスモデル |
| 第5章 日本独自のモデルを追求する企業群 | 第10章 成功のための鉄則 |



近代セールス社 (営業)TEL03(3366)5701 FAX03(3366)2706まで

す。

定期金の贈与と見なされることを回避するには、贈与する財産の内容や金額を毎年変更するなど不規則性を持たせるほか、110万円を超えて贈与し、贈与税の申告を行なうなどの工夫をすることが大切です。

贈与契約書を作成するなど 受贈者の意思を明確に

せっかく行なった生前贈与が、相続発生時に税務当局から否認され、相続財産に含まれてしまうケースもあります。これは、いくつかの原因から起こるものですが、贈与が否認されないためにも、次の4点を事前によく確認しておく必要があります(図表4)。

①受贈者の意思確認

贈与は贈与者と受贈者の合意を前提としています。贈与者によって単独で贈与が行なわれ、受贈者がその事実を知らないという場合は贈与と認められません。

例えば、親が子に内緒で、子名義の預金に毎年110万円ずつ預け入れるというケースはよく見受けられますが、これは正確には贈

与ではありません。受贈者である子の「財産の贈与を受けます」という意思が明確ではないからです。

贈与を否認されないためには、贈与者と受贈者の意思を明確にした贈与契約書を作成しておくのが望ましいでしょう。

②実質的な所有の移管

贈与なので、受贈者側は贈与を受けた財産を自由に使えることが原則です。贈与後も相変わらず贈

与者が実質的に財産を管理し、利益を受けているのであれば、形式のみ贈与が行なわれ、実態は贈与前と変わっていないといえます。

③名義変更

預金、不動産、有価証券などについては、贈与者から受贈者へ名義を書き換える必要があります。現金での贈与については、現金に名義というものは存在しませんから、所有の履歴が残りません。贈与した証拠として、贈与者の口座

から受贈者の口座に送金されたという記録を残しておくことが重要です。

④贈与税の申告

贈与税の申告は、1年間に贈与を受けた財産が基礎控除額110万円を超えなければ必要はありません。贈与が行なわれたという証拠を税務上においても残すという意味から、あえて110万円を超える贈与を行ない、贈与税の申告を行なうこともあります。

今回の解説を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



相続税対策のために子ども名義の定期預金を作ろうと考えるVさん

Vさん「相続税対策として、子ども名義の定期預金口座に私の資産を毎年積み立てることを検討しています。何か注意点はありますか？」

行職員「積立することをお子様はご存知ですか？」

Vさん「いいえ。子どもには知らせずにおくつもりです。いざというときには私自身がその定期預金を取り崩して使う予定です」

行職員「お客様、贈与は、一方が『あげる』と言い、他方が『もらう』と言ったときに成立する法律行為で、贈与を受ける側の了解が必要です。また贈与した以上、その定期預金の通帳や印鑑はお子様へ渡して、自由に使うのが原則です。そうでないと、相続時に、それまでの贈与を否認される可能性があるのです」

Vさん「そうでしたか。せっかく贈与したと思っていても、実際は贈与になっていないのですね。気をつけたいと思います」

★アドバイスのポイント★

たとえ財産の名義を変更しても、実質の所有が贈与の相手方に移っていなければ、贈与とはいえません。相続時に過去の生前贈与が否認されないように、契約書を作成し、通帳・印鑑を受贈者に渡し、贈与税の申告をするといったことを検討するようにアドバイスしましょう。

88